

平成22年度第11回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成22年10月27日(水)	午前9時
場	所	教育センター	3階 第3研修室

第 1 1 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 2 2 年 1 0 月 2 7 日 (水) 午前 9 時
- 2 場 所 教育センター 3 階 第 3 研修室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 3 6 号議案 平成 2 2 年度八王子市教育委員会職員表彰について
 - 第 2 第 3 7 号議案 平成 2 2 年度八王子市教育委員会職員表彰について
 - 第 3 第 3 8 号議案 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - 第 4 第 3 9 号議案 平成 2 3 年度八王子市一般会計予算の調製依頼について
 - 第 5 第 4 0 号議案 八王子市奨学生の選定基準について

第 1 1 回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成 2 2 年 1 0 月 2 7 日 (水) 午前 9 時
- 2 場 所 教育センター 3 階 第 3 研修室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 4 1 号議案 八王子市教育委員会事務局職員の懲戒処分等について
 - 第 2 第 4 2 号議案 八王子市立学校職員 (市費支弁職員) の懲戒処分について

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1番）	小田原 榮
委員	（2番）	和田 孝
委員	（3番）	川上 克美
委員	（4番）	水崎 知代
教育 長	（5番）	石川 和昭

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	石川 和昭
学校 教育部 長	坂倉 仁
学校教育部指導担当部長	佐島 規
教育 総務 課 長	穴井 由美子
学校 教育部 主幹 （企画調整担当）	平塚 裕之
施設 整備 課 長	萩生田 孝
学 事 課 長	海野 千細
学校 教育部 主幹 （保健給食担当）	山野井 寛之
指 導 課 長	豊田 学
指導課統括指導主事 （教育施策担当）	宮崎 倉太郎
指導課統括指導主事 （特別支援教育・教育センター担当）	藏 重 佳 治
指導課統括指導主事 （企画調整担当）	所 夏 目
生涯学習スポーツ部長	榎本 茂保
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）	望月 正人

生涯学習総務課長	桑原次夫
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	遠藤幸保
生涯学習スポーツ部主幹 (国民体育大会開催準備担当)	富貴澤 繁 幸
学習支援課長	設楽 いづみ
文化財課長	渡辺 徳 康
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	中村 照 雄
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	齋藤 和 仁
文化財課主査	新藤 康 夫
教育総務課主任	佐藤 千栄子

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤 浩 之
教育総務課主任	久保 陽 子
教育総務課主任	川村 直

【午前9時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。久しぶりですが、皆さん、お元気ですか。皆さん、お元気な様子で何よりでございます。

本日の委員の出席は5名、全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成22年度第11回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員は、2番、和田孝委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、本日、追加日程の提出がありましたが、これについても議題といたしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第36号議案、第37号議案、第41号議案及び第42号議案につきましては、審議内容が個人情報に及ぶため、第39号議案については、予算にかかわる案件であり、意思形成過程のため、いずれも「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の日程について進行いたします。

小田原委員長 まず、日程の第3、第38号議案 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、文化財課から御説明願います。

渡辺文化財課長 それでは、説明を申し上げます。

第38号議案 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございますが、平成22年10月31日をもちまして任期満了となります。そこで、次の任期における委員の選任につきまして、御審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、新藤主査から説明を申し上げます。

新藤文化財課主査 それでは、八王子市文化財保護審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

本件は、平成22年10月31日をもって任期満了となります八王子市文化財保護審議会委員につきまして、相原悦夫氏外10名を再任とし、新たに鹿島繭氏、菅原敬氏、野嶋和之氏の3名を八王子市文化財保護条例第46条の規定に基づき、平成22年11月1日付で委嘱しようとするものであります。

八王子市文化財保護審議会委員は、八王子市文化財保護条例に、文化財に関し、広くかつ高い見識を有する者のうちから委嘱するとされております。また、文化財の内容は多岐にわたりますので、それぞれの専門的な御意見がいただけるよう、考古学、中世史、近世史、民俗学、建築史、美術史、植物学、郷土史といった各分野に配慮し選出しております。

それでは、まず今回新任の委員を御説明申し上げます。

新任委員は、鹿島繭氏、菅原敬氏、野嶋和之氏の3名でございます。38号議案関連資料をごらんいただきたいと思っております。

候補者一覧の7番、鹿島繭氏は、現在、女子美術大学短期大学部助教授として、日本美術史等の講義を御担当されております。女子美術大学在学中から長く八王子市文化財保護審議会委員を務められた齋藤経生氏の指導を受け、多摩地域の仏教絵画や仏像にも造詣が深い方でございます。

同じく資料8番、菅原敬氏は、現在、首都大学東京の准教授として植物の分類学等の講義を御担当されております。牧野富太郎博士が採集された植物標本を所蔵する牧野標本館に属され、高尾山の植物等にも造詣の深い方でございます。

資料の11番、野嶋和之氏は、御自身が千人同心の御子孫であることもあり、八王子市千人同心に関する調査、研究をされております。また、現在、八王子千人同心旧交会副会長、桑都民俗の会副会長、多摩地域史研究会会員として御活躍中であります。

次に、再任委員について御説明申し上げます。

関連資料の1番から順に説明いたします。

相原悦夫氏は、曳山、すなわち山車の美術史、社寺建築に関する研究を専門とされております。八王子の山車はもちろんのこと、周辺の多摩地区の調査も精力的に続けられております。

阿部朝衛氏は、帝京大学文学部准教授として活躍されており、日本考古学のうち旧

石器時代から縄文時代の石器研究を専門とされております。

池上裕子氏は、現在、成蹊大学教授であり、日本中世史、とりわけ小田原北条氏の政治経済に関する業績を上げられております。

岩橋清美氏は、現在、東京都公文書館非常勤講師として勤務されており、近世多摩地域史及び文化史を研究されております。また、高尾山薬王院文書の調査、研究にも携わっておられます。

加藤哲氏は、日本中世史を専門とされ、北条氏照の研究にすぐれた業績を上げられております。また、中世の城郭に関しても研究を深めておられます。

神立孝一氏は、現在、創価大学教授であり、近世から近代の経済史を専門とされております。多摩地域の農村経済史にすぐれた業績を残されております。

津山正幹氏は、日本民俗建築学会理事を務めるなど、民俗建築学、いわゆる民家に造詣の深い方です。

中村ひろ子氏は、日本民俗学が御専門で、特に服飾、衣料など、暮らしと着物の研究に多くの業績を残されております。

堀江承豊氏は、現在、高尾山薬王院にお勤めで、大山貫首の補佐をする傍ら、薬王院の歴史や建築物の案内もされており、郷土史の分野で御活躍されております。

渡辺美彦氏は、関東各地の石造文化財、特に板碑の調査、研究を続けられるなど、業績を上げられております。

以上13名について、任期は平成25年10月31日までの3カ年となっております。

説明は以上でございます。

小田原委員長　ただいま、文化財課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございませんか。

水崎委員　この13名の方なのですが、この方を選任することについては特に私は異議はないのですが、この前もちょっとお話ししたかもしれませんが、今回、新任の方が3人、再任の方が2人、再々任が8人、そして3年後になると再々任の方は丸9年たつということになると思うんですね。

そして、審議会の適正なあり方に関する指針の中で、委員は原則として8年を超える期間は継続して選任しないことという原則論があると思うのですが、この前のお話では、専門的な知識を有する方を選任するんだということで、あれはあくまでも

原則なのでというお考えだというのは、この前お聞きしたんですけども、それはよく私もわかるんですけども、例えば、市民公募を入れるとかという、そういうお考えというのはあるのでしょうか、どうなんでしょうか。

新藤文化財課主査 この文化財保護審議会というのは、文化財に関する高い見識を持っている方に、我々では判断できない文化財の指定とかということをやっていただくので、市民公募というのはちょっとなじまないということでやらさせていただいております。

水崎委員なじまないというのは、市民公募ではそこまで高い見識の方を選任できないということなんですかね。例えば、ほかの審議会、博物館なんかも、一応市民公募の枠みたいなものを設けていますよね。市民公募したらどれだけ応募があるかというのも、正直これだけの専門性のある方というのは、私ももちろん応募がどこまでいらっしゃるのかなというのはわからないんですけども。一応市の考え方としては、審議会に市民が多く参加するという方向で考えているというふうなことが載っていると思うんですけども、こういったものはどうなのかなというのをちょっと疑問に思ったもので、お聞きしたかったんですけど。

渡辺文化財課長 繰り返しになってしまいますけれども、やはり文化財の保護につきまして、確かに市民の方の感覚というのも必要なのかもしれませんが、やはり専門的な立場で、審議会につきましては、文化財の指定というようなこともございますので、その文化財的な価値ですとか、そういったものはやはり専門的な方でないとわからない部分もあるかと思います。

ただ単に貴重だからというだけではなくて、やはりそれには八王子に関する歴史的な価値というものを判断していただくと。そういった中では、いろいろな専門の方の御意見をいただかなければいけない。そうでなければできないというふうに思っております。

水崎委員 私が言っている市民公募は、単なる市民というだけではなくて、見識とか、こういう専門性の知識を持っている市民の方もいらっしゃるのかなという、その期待も含めて、そういう条件をつけて市民公募をするというのはどうなのかなと思ったんですね。

そして、例えば、ここにいらっしゃる方、13名の選び方というのは、どのように、例えば、今回もこの新任の3名というのは、どういうところから選んで、どういう

ルートで選んでこられたのですか。

渡辺文化財課長　例えば、美術ですと、東京都に聞きまして、多摩地域のほうのそういった美術史の関係について知っている方はいらっしゃるかと言ってお聞きしましたら、今回の場合にはこの鹿島氏ですね、この方が前任の文化財の審議会委員の教え子でもありまして、やはり多摩の文教美術といいましょうかね、お詳しいということなのでお願いをしたというようなことでございますので、いろんなところに情報をお聞きしまして、ふさわしいかどうかというのをこちらのほうで一応確認をとりまして、選任をしているところでございます。

水崎委員　わかりました。あくまでも文化財保護審議会の委員については、こういう専門分野の関係機関を通じて人を探してくるというか、紹介していただくというか、そういう方法をとっているという考え方に基づくという、そういうことでよろしいんでしょうか。わかりました。

報酬はあるんですか。

渡辺文化財課長　報酬はございます。日額1万2,000円ということでございます。出ていただくと1回1万2,000円ということです。

小田原委員長　よろしいですか。そのほか、今の件に関してどうですか。

川上委員　専門というのはとても難しくって、何ををもって専門と言うのかなというのを私も時々考えることがあります。その専門性がこちらにないもので、これは非常に難しい、今のような疑問が出てくるのも当然かなというふうに思いますけれども、しかるべく推薦というところで考えていくのがいいのかなという。

それから、業績もそうですけれども、専門性の高いものについては業績ももちろん評価されるものというふうに思います。それは客観的なものとして、だれもがわかるような形での推薦であったということをお知らせいただければというふうに思います。

小田原委員長　よろしいですか。文化財課の説明を聞いていると、その専門分野に投げかけて、そちらの推薦を得てこちらで、選定するという話なんだけれども。そうすると、その人脈というか、あるいは学閥というか、そういう偏向性の心配があるわけですよ。だから、どうやって選んでいるのかという質問というか、疑問というか、が提起されたと思うんです。水崎さん、引っ込んでしまったんだけれどもね。そこら辺を言っていると思うんですよ。

だから、そういう心配がないということを示す必要がある。だから、選任の過程の

公明性が必要だろうということが一つ。

それから、その市民公募しないというのは、市民公募をする意味を考えると、文化財保護審議会委員は市民公募をする必要性はそれほど感じないということだと思うんですね。つまり、例えば教育委員もそうなんだけれども、教育委員の専門性を考えたときに、そこに欠けるものがある。公募制をとって、保護者ないしは教育に関心のある方に入ってもらってその専門性を高めようということとか、あるいは市民に教育に関する意欲、関心がもっと必要であるという場合に、市民に呼びかけてそれを高揚する必要がある場合、そういうような面があれば、市民公募をとることになるだろうけれども、文化財保護審議会委員の場合には、そういう性格のものではないという判断だろうというふうに思いますので、事務局の選任にお任せすべきであろうということだと思うんですね。そういうことでよろしいですか。

そのほか、御意見、御質疑ございませんか。

では、特にないようでございますので、第38号議案につきましては、御提案のとおり決定するということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第38号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 それでは、続いて第40号議案につきまして、八王子市奨学生の選定基準についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から御説明願います。

穴井教育総務課長 それでは、第40号議案 八王子市奨学生の選定基準について、選定基準をここで変更することについて御説明申し上げます。

それでは、担当の佐藤主任から説明します。

佐藤教育総務課主任 第40号議案 八王子市奨学生の選定基準について説明いたします。

平成22年度から公立高等学校の授業料無償化及び国立・私立高等学校等の授業料に対する就学支援金制度が導入されましたが、教科書代、参考書代、交通費等、授業料以外に就学に要する費用は負担となっており、平成23年度以降についても、引き続き奨学金制度を実施いたします。

ただし、授業料無償化により高等学校での最低限の就学の保障が確保されたことから、八王子市奨学金はより学習意欲の向上につながる制度となるように、今までの選定基準を見直します。

変更の内容でございますが、(1)の選定基準として、以前は学力、学校所見、所得、家庭状況の総合得点で決定していましたが、所得限度内であれば学力を優先して学校所見、家庭状況を考慮して決定する方法に変更いたします。

具体的には、一定の学力以上で、世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内の者の中から、学力、学校所見、家庭状況の3項目について基準を設けて配点し、3項目の合計点を100点として総合得点の高い者から選定いたします。総合得点と同得点の場合は、学力の高い者、世帯所得の低い者の順に並べ、高順位の者から選定することとします。

また、学校所見については、中学校生徒指導要録に基づき評価された観点別学習状況の「関心・意欲・態度」及び「行動の記録」の2項目といたします。

これまで学校所見は、学習意欲、人物、健康の項目でございましたが、行動の記録の評価に使用しております中学校生徒指導要録の行動の記録は、本来、健康、体力の向上を含めた10項目としているため、今までの健康を行動の記録に含め、これと同様にしたいと思います。

なお、高等学校の在学中の者から申請があった場合、申請時の高等学校の成績で審査していましたが、今後は中学3年時の学力、学校所見を用いて、中学3年生の申請者と同じ基準で選定いたします。

(2)の原級留置でございますが、原級留置の場合、1年間、奨学金を休止し、翌年進級を確認した後再開しておりました。成績良好であるという奨学金の趣旨から、原級留置になったものはやむを得ない場合を除き停止といたします。

以上につきましては、平成23年度奨学生募集から適用いたします。

これで説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたらお願いします。

水崎委員 奨学審議会があると思うんですけども、基準の見直しをするときには、そこでも意見を聞くとなっていたと思うんですけども、審議会のほうでどういう意見が出ましたでしょうか。

穴井教育総務課長 10月18日に奨学審議会を開催いたしました。奨学審議会委員のほうから所得順に並べなくなることから、所得をやはり従来どおり重視したほうがいいんじゃないかというような御意見もありましたが、これは所得の限度額を今までの生活保護基準の2倍から1.5倍に引き下げを行っておりますので、それによって所得基準は逆に適正化が図られたんじゃないかというふうに御説明を申し上げました。一部の委員さんは納得をしなかったんですけども、全体として当局案を承認していただいたという形になっております。

それから、あとは、ちょっとそれらについては委員の意見を反映している部分でございますが、原級留置については、すべて奨学金を停止するという当局案だったんですが、それについてただし書きがついてはいますが、教育委員会はその事由をやむを得ないと判断した場合ということで、例えば病気だったり、家族の状況だったり、やむを得なくて出席日数が足りない場合等については、一定の配慮をします。そのところは委員の意見を伺った中で変更をした点でございます。

以上です。

小田原委員長 よろしいですか。今の御説明の中で、一部委員が納得しなかったという理由は何ですか。

穴井教育総務課長 それは、やはり所得、要は福祉的な制度ではありませんよという説明を、福祉の分もありますが、どちらかというと教育委員会が行っている制度なので、学力を重視することによって、より学習意欲のある子どもたちへの給付を行いたいんだというふうに説明したんですが、どうしても納得をいただけない委員さんについては、それはやはり経済的な生活保護の方を含めた、経済的に収入が少ない人を優先すべきだというお考えは変えられないということですね。

私どもで説明したのは、ちょっと長くなりますが、今回の高校の無償化で、生活保護を受けている方は、所得がゼロとか、もう極端に少ないんですが、そのときに授業料が免除になるだけではなくて、一定の、月1万以上の、例えば教科書代であるとか、学習用品代であるとか、そういったものは支給されていますので、逆に言うと、ぎりぎりの世帯、生活保護を受けなくて所得が低くて頑張っている人たちの成績優秀者を対象としたいんだという説明をしたんですが、どうしてもその部分は納得されなかったということですね。

小田原委員長 その教育と福祉というところで峻別できるかどうかということなんです

けどね。例えば、こども家庭部は何て言うんでしょうね。

穴井教育総務課長 子育て支援というこども家庭部、また、こども家庭部よりも健康福祉部という視点からすると、ちゃんと生活保護という制度の中で、所得が低くて経済的に困っている方については、それなりの制度をやっていますから、また奨学金制度というのは、ちょっと制度の趣旨が違うという認識はあるというふうに思っています。

小田原委員長 ということですが、よろしいですか。そのほか、いかがですか。

和田委員 今回の基準の改定の中で、やはり学力を基準にしていくという考え方が打ち出されてきたので、私自身はそういう学力を基準にすることはいいというふうに思っているんですが、現実の問題として、中学校間に評定の格差があるということは前提に考えておかなければいけないということだけは指摘させていただきたいんですね。

ですから、学校によって評定が今絶対評価になっているんですが、それはかつてのように3を取れば真ん中だという、そういう状況ではなくて、それぞれの学校が設定している内容になっているんですね。ですから、余り学力の数値を細かく基準にしてしまうと、かなり学校間の格差を踏まえたような数値になっているという、要するに、余り細かく学力の点数を基準にしていくと、学校間の格差がなくなるという状態の前提でこういうふうになっているので、子どもたちによって不利にならないかなという、そういう心配もちょっと気になっているところではあるんですね。

だから、余り細かく学力だけを基準にしていくのは、今後いろいろなことの中で、学校によってそういう選ばれる子どもの数が違ったりとか、そういうことにならないかなという心配はしているんですが。ただ、今教育委員会として基準はどこに示すのかといったら、その辺しかないんだろうというふうに思っているんですけども。

その辺のところの配慮はこれから考えていかないと、学力を基準にする以上は、そういう前提として学校間の格差があるんだということ考えていかないと偏りが出てくるということだけはちょっと指摘をさせていただきたいなと思っているんですが、そこは余り配慮していないですよ、基準としてはね。できないですよ、公の形ではね。だから、それだけはちょっと指摘させていただきたいなと思ってるんですね。

小田原委員長 学力と言っても、指導要録の平均評定値ということですよ、学力と言うよりはね。

ただ、その評定値に家庭の子どもたちも気を遣っていないとこの制度には当てはまりませんよということで、学習意欲を向上させるところに主眼があるんだと。学力と

言うよりはね。そこに学校も子どもたちも意識させるということだと思いますね。

そのほか、いかがですか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、第40号議案につきましては、特にほかに御意見ないようでございますので、お諮りいたしますけれども、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第40号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 議案につきましては、公開の席では以上ですが、報告事項として何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にございません。ないようでございますので、以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、特にないようでございますので、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

再開は40分ということですのでよろしいですか。では、よろしく願いいたします。

【午前9時31分閉会】